

# 七ヶ宿町 障がい者計画・障がい福祉計画



平成27年3月

七ヶ宿町

## ◆◆ はじめに ◆◆



本町では、平成19年3月に「だれもが快適に、自分らしく生活できる、支え合いのまちづくり」を基本理念として、「七ヶ宿町障害者計画・障害福祉計画」を策定し、障がいのある人への支援に関する取り組みを進めてまいりました。

この間、国においては、平成18年に施行された「障害者自立支援法」が度重なる改正の後、平成25年に障害者総合支援法となり、難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含まれるなど、障がい福祉に関するサービスの充実が図られました。また、平成25年6月に「障害者差別解消法」が制定され、平成26年1月に国が「障害者権利条約」を批准したことにより、障がいの権利の実現に向けた取り組みが一層強化されることが期待されています。

本町では、第5次七ヶ宿町長期総合計画を踏まえ、障害者基本法に基づく障がい者計画を法改正等の見直しを行うとともに、障害者総合支援法に基づく第4期障がい福祉計画を平成27年度から平成29年度までの3ヶ年計画として一体的に策定いたしました。


今回の計画では、七ヶ宿町障がい者計画・第3期障がい福祉計画の基本理念である「だれもが快適に、自分らしく生活できる、支え合いのまちづくり」を継承しながら、生活の場や活動の場に必要福祉サービスが的確に提供され、安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害福祉施策を展開します。

また、障がいのある人の社会的な自立に向けて、一人ひとりの個性に応じた教育と就労から自分らしい生活を確保でき、障がいの有無に関わらず、主体的に社会活動に参加し、住民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指すために、町民の皆様により一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆様や七ヶ宿町障害者計画等策定委員会の皆様、関係各位に対しまして、心から御礼申し上げます。

平成27年3月

七ヶ宿町長 小 関 幸 一



## 《 目 次 》

第1章 総論	1
第1節 計画策定にあたって	2
Ⅰ 策定の背景・趣旨	2
Ⅱ 計画の性格と位置付け	2
Ⅲ 計画の対象	3
Ⅳ 計画の期間	3
第2節 障がい者を取り巻く状況	4
Ⅰ 障がい者数の推移	4
Ⅱ 障害福祉サービスの利用状況	8
Ⅲ 数値目標の達成状況	10
Ⅳ アンケート調査結果の概要	12
第3節 計画の理念と体系	21
Ⅰ 計画の基本理念	21
Ⅱ 計画の基本目標	21
Ⅲ 計画の体系	22
第2章 各論	23
第1節 健やかで安心して暮らせる地域生活のために	24
第2節 一人ひとりの個性に応じた教育と就労のために	30
第3節 地域の人々との支え合いとふれあいのある生活のために	33
第4節 豊かでゆとりある生活を支えるために	37
第3章 第4期障がい福祉計画	41
第1節 障がい福祉計画の推進	42
第2節 平成29年度までに達成を目指す目標	56
第3節 計画の推進	58





第4章 資料	59
◆ 七ヶ宿町障がい者計画(障がい福祉計画)策定委員会設置要綱	60
◆ 七ヶ宿町障がい者計画(障がい福祉計画)策定委員会委員名簿	62
◆ 計画策定の経過	62
◆ 用語説明	63



————— 第1章 総論 —————



## 第1節 計画策定にあたって

### I 策定の背景・趣旨

わが国の障がい者福祉は、「完全参加と平等」を掲げた昭和56年の国際障害者年を契機として大きく発展し、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会づくりを目指して、各種の施策・事業が進められてきました。

平成5年に制定された障害者基本法では、障がいのある人の自立と社会参加支援のための基本的事項を定め、平成15年には支援費制度の導入、さらに平成18年には障害者自立支援法が施行され、福祉サービスの提供体制が整備されてきました。また、平成24年6月には、障害者自立支援法が改正・改題されて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法と言う）が制定され、難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含まれました。これに伴い、本町では、障害者基本法に基づく「七ヶ宿町障がい者計画」および障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画（第1期～第3期）」を策定し、施策の整備を図ってきました。

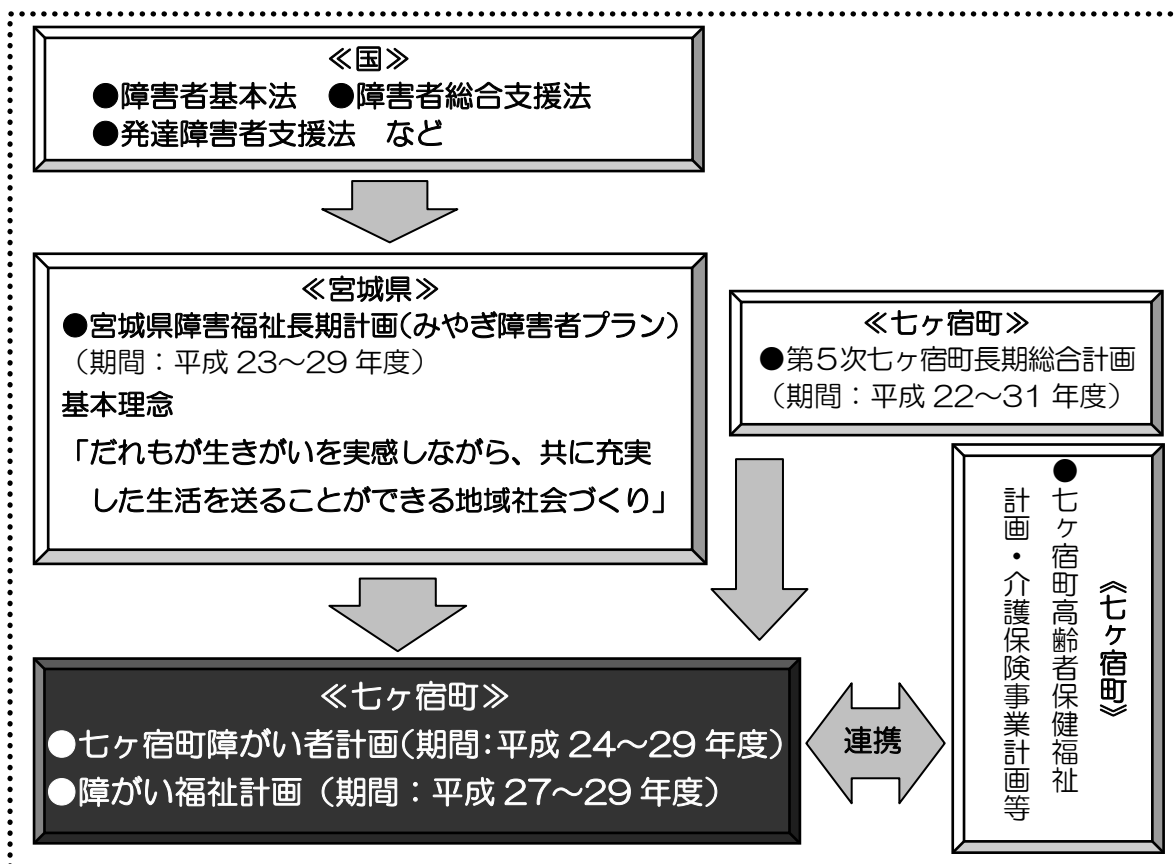
さらに、平成25年6月に、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）などが制定され、平成26年1月に我が国が障害者権利条約を締結したことにより、障がい者の表現の自由や、居住・移転の自由、選挙権、教育、労働等の権利が促進されるなど、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されることが期待されています。

本計画は、このような障がい者福祉を取り巻く情勢の変化に対応し、今後町が取り組むべき施策の基本的な方針を示すとともに、これまでの実績を踏まえ、実態に即した見直しを図り、本町に暮らすすべての人がいきいきと生活できる社会の実現を目指して策定するものです。

### II 計画の性格と位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に規定する障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する「市町村障害福祉計画」を一体的に策定したものであり、国や県の関連計画や本町における「第5次七ヶ宿町長期総合計画」を踏まえたうえで、「七ヶ宿町次世代育成支援行動計画」や「七ヶ宿町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等他計画との整合性を図りつつ策定したものです。

## ■法律および他計画との位置関係



## Ⅲ 計画の対象

本計画は、障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。また、発達障害者支援法で規定する発達障がい者や、いわゆる高次脳機能障害者や難病により長期にわたり日常生活上の支障がある人も対象とします。

## Ⅳ 計画の期間

本計画の期間は、障害者基本法に基づく障がい者計画を平成 24 年度から平成 29 年度までの6年間、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画を平成 27 年度から平成 29 年度までの3年間とします。ただし、法改正等の国の動向その他社会経済状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

## 第2節 障がい者を取り巻く状況

### I 障がい者数の推移

#### 1 本町の人口推移

本町の人口推移は、平成 21 年度から緩やかな減少傾向にあり、平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間で 8.9%の減少となっています。

■年齢階層（3区分）別人口の推移

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0～14歳（年少人口）	159	152	147	137	120
15～64歳（生産年齢人口）	821	820	809	806	760
65歳以上（高齢者人口）	764	738	715	709	709
合計	1,744	1,710	1,671	1,652	1,589

資料：宮城県の住民基本台帳年報

#### (1) 種類別身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成 21 年度から平成 25 年度にかけて 1 名の増加となっています。障がい種類別では肢体不自由が全ての年度で該当者が最も多く、平成 25 年度では 7 割以上を占めており、平成 21 年度から 14.3%の増加となっています。

■種類別身体障害者手帳所持者の状況

単位：人（%）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
肢体不自由	56 (62.9)	57 (64.8)	58 (65.2)	58 (65.2)	64 (71.1)
内部障害	24 (27.0)	22 (25.0)	21 (23.6)	22 (24.7)	20 (22.2)
聴覚・平衡機能障害	7 (7.9)	7 (8.0)	7 (7.9)	6 (6.7)	4 (4.5)
視覚障害	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
音声・言語機能障害	2 (2.2)	2 (2.3)	3 (3.4)	3 (3.4)	2 (2.2)
	89 (100)	88 (100)	89 (100)	89 (100)	90 (100)

資料：保健福祉課（各年度末現在）



## (2) 等級別身体障害者手帳所持者の状況

身体障がい者の等級別ではすべての年度で1級が最も多く、平成25年度では3割以上を占めています。

1級と2級をあわせた重度の方は、平成21年度45人に対して、平成25年度では44人と2.2%の減少となっています。

また、3級と4級をあわせた中度の方については、平成21年度の28人に対し、平成25年度では32人と14.3%の伸びとなっています。

### ■等級別身体障害者手帳所持者の状況

単位：人（％）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	29 (32.6)	27 (30.7)	28 (31.4)	29 (32.6)	29 (32.2)
2級	16 (18.0)	17 (19.3)	16 (18.0)	16 (18.0)	15 (16.7)
3級	16 (18.0)	16 (18.2)	17 (19.1)	17 (19.1)	19 (21.1)
4級	12 (13.5)	13 (14.8)	13 (14.6)	14 (15.7)	13 (14.4)
5級	7 ( 7.9)	7 ( 8.0)	7 ( 7.9)	7 ( 7.9)	8 ( 8.9)
6級	9 (10.1)	8 ( 9.1)	8 ( 9.0)	6 ( 6.7)	6 ( 6.7)
総数	89 (100)	88 (100)	89 (100)	89 (100)	90 (100)

資料：保健福祉課（各年度末現在）

## (3) 年齢別身体障害者手帳所持者の状況


身体障がい者の年齢では、いずれの年度も65歳以上が最も多く、身体障がい者のなかで高齢者の割合が多く示されています。平成25年度については、65歳以上の方が占める割合は81.1%となっています。平成21年度から平成25年度までの推移では、若干の変動があるものの微増となっています。

### ■年齢別身体障害者手帳所持者の状況

単位：人（％）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0～17歳	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
18～39歳	3 ( 3.4)	3 ( 3.4)	3 ( 3.4)	3 ( 3.4)	2 ( 2.2)
40～64歳	15 (16.9)	17 (19.3)	15 (16.9)	14 (15.7)	15 (16.7)
65歳以上	71 (79.8)	68 (77.3)	71 (79.8)	72 (80.9)	73 (81.1)
総数	89 (100)	88 (100)	89 (100)	89 (100)	90 (100)

資料：保健福祉課（各年度末現在）



### 3 知的障がい者数の推移

#### (1) 程度別療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は平成 21 年度から平成 25 年度にかけて横ばい傾向で推移しています。

##### ■程度別療育手帳所持者の状況

単位：人（％）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
療育手帳A	14 (51.9)	14 (51.9)	14 (51.9)	14 (51.9)	14 (51.9)
療育手帳B	13 (48.1)	13 (48.1)	13 (48.1)	13 (48.1)	13 (48.1)
総数	27 (100)	27 (100)	27 (100)	27 (100)	27 (100)

資料：保健福祉課（各年度末現在）

#### (2) 年齢別療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の年齢では、平成 21 年度から平成 25 年度にかけて 18 歳～39 歳で 2 名減少しています。一方で、40～64 歳では 1 名の増加、65 歳以上では 3 名の増加となっており、緩やかに高年齢化が進んでいることが示されています。

##### ■年齢別療育手帳所持者の状況

単位：人（％）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0～17歳	3 (11.1)	2 ( 7.4)	2 ( 7.4)	1 ( 3.7)	1 ( 3.7)
18～39歳	8 (29.6)	8 (29.6)	7 (25.9)	7 (25.9)	6 (22.2)
40～64歳	13 (48.1)	14 (51.9)	15 (55.6)	14 (51.9)	14 (51.9)
65歳以上	3 (11.1)	3 (11.1)	3 (11.1)	5 (18.5)	6 (22.2)
総数	27 (100)	27 (100)	27 (100)	27 (100)	27 (100)

資料：保健福祉課（各年度末現在）

## 4 精神障がい者数の推移

### (1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別では、平成 25 年度で 1 級と 2 級がそれぞれ 3 名と 3 割以上となっています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 単位：人（％）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 級	5 (62.5)	5 (55.6)	4 (50.0)	3 (42.9)	3 (37.5)
2 級	3 (37.5)	3 (33.3)	3 (37.5)	3 (42.9)	3 (37.5)
3 級	0 ( 0.0)	1 (11.1)	1 (12.5)	1 (14.2)	2 (25.0)
総数	8 (100)	9 (100)	8 (100)	7 (100)	8 (100)

資料：保健福祉課（各年度末現在）

### (2) 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別では、全ての年度で 40～64 歳が最も多くなっており、平成 21 年度から平成 25 年度では半数以上を占めています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 単位：人（％）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0～17歳	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
18～39歳	1 (12.5)	2 (22.2)	1 (12.5)	1 (14.3)	2 (25.0)
40～64歳	6 (75.0)	6 (66.7)	6 (75.0)	4 (57.1)	4 (50.0)
65歳以上	1 (12.5)	1 (11.1)	1 (12.5)	2 (28.6)	2 (25.0)
総数	8 (100)	9 (100)	8 (100)	7 (100)	8 (100)

資料：保健福祉課（各年度末現在）

## Ⅱ 障害福祉サービスの利用状況

第3期計画における各種サービスの見込値（平成26年度）と、サービスの利用実績（平成24～25年度）については以下の通りです。

■訪問系サービスの計画量と実績量(1か月あたり)

サービス		計画量			実績量		見込み量	
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	
訪問系	居宅介護	時間/月	16	16	16	11	10	9
		実人/月	2	2	2	2	2	1
	重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	行動援護	時間/月	4	4	4	0	0	4
		実人/月	1	1	1	0	0	1
	同行援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	訪問系サービス合計	時間/月	20	20	20	11	10	13
		実人/月	3	3	3	2	2	2

■日中活動系サービスの計画量と実績量(1か月あたり)

サービス		計画量			実績量		見込み量	
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	
日中活動系	生活介護	延人日/月	132	132	132	106	106	87
		実人/月	6	6	6	5	5	4
	自立訓練（機能訓練）	延人日/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	延人日/月	22	22	22	0	0	0
		実人/月	1	1	1	0	0	0
	宿泊型自立訓練	延人日/月				0	0	26.8
		実人/月				0	0	1
	就労移行支援	延人日/月	22	22	22	0	11	0
		実人/月	1	1	1	0	1	0
	就労継続支援A型（雇用型）	延人日/月	22	44	44	22	22	23
		実人/月	1	2	2	1	1	1
	就労継続支援B型（非雇用型）	延人日/月	66	66	66	84	84	116
		実人/月	3	3	3	4	4	6
	療養介護	延人日/月	0	0	0	30	30	30
		実人/月	0	0	0	1	1	1
短期入所	延人日/月	7	7	7	0	0	0	
	実人/月	1	1	1	0	0	0	



■居住系サービスの計画量と実績量(1か月あたり)

サービス		計画量			実績量		見込み量	
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	
居住系	共同生活介護	実人/月	7	8	9	7	9	8
	共同生活援助							
	施設入所支援	実人/月	5	5	5	5	5	4

■指定相談支援サービスの計画量と実績量(1か月あたり)

サービス		計画量			実績量		見込み量
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	実人/月	3	11	21	1	2	2
地域移行支援	実人/月	1	1	0	0	0	0
地域定着支援	実人/月	0	1	1	0	0	0

※計画量の数値は年間単位としています。

■地域生活支援事業(必須事業)の計画量と実績量

サービス		計画量			実績量		見込み量
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
相談支援事業	実施か所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施か所数	0	0	0	0	1	1
地域自立支援協議会(広域)	実施か所数	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	利用件数				0	0	0
成年後見制度利用支援事業	利用件数	1	1	1	0	0	0
意思疎通支援事業(コミュニケーション)	利用件数	1	1	1	0	0	0
日常生活用具給付等事業	利用件数	26	26	26	26	12	12
介護訓練支援用具	利用件数	25	25	25	0	0	0
自立生活支援用具		0	0	0	1	0	0
在宅療養等支援用具		0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具		0	0	0	1	0	0
排泄管理支援用具		0	0	0	24	12	12
住宅改修		1	1	1	0	0	0
移動支援事業	実利用者数	2	2	2	2	2	2
	実利用時間数	94	94	94	72	73	80
地域活動支援センター	実施か所数	0	0	1	0	0	0
	利用者数				0	0	0

■その他の地域生活支援事業(任意事業)の計画量と実績量

サービス		計画量			実績量		見込み量	
		24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	
任意事業	訪問入浴サービス事業	利用人員				0	0	0
		利用回数				0	0	0
	日中一時支援事業	利用人員	1	1	1	1	1	1
		利用回数	48	48	48	53	50	50
自動車運転免許所得・改造費助成事業	人数	2	2	2	0	0	0	



### Ⅲ 数値目標の達成状況

第1期及び第2期障がい福祉計画に定めた地域生活への移行、一般就労への移行等に関する数値目標の達成状況については以下の通りです。

#### 1 入所施設の入所者の地域生活への移行目標

##### ■施設入所者の地域生活への移行状況

区 分	基 準	目 標 値	実 績	
	平成17年10月1日 時点の施設入所者数	平成26年度末の 施設入所者数	平成24年度末	平成25年度末
施設入所者数	10	0	5	5
移行者数		10	0	0

#### 2 福祉的就労から一般就労への移行の目標


##### ■福祉施設から一般就労への移行状況

区 分	目 標 値	実 績	
	平成26年度 目標値	平成24年度末	平成25年度末
一般就労移行者数	1	0	0

#### 3 就労移行支援事業の利用者数

##### ■就労移行支援事業の利用状況

区 分	目 標 値	実 績	
	平成26年度末の 福祉施設利用者数	平成24年度末	平成25年度末
福祉施設利用者数	7	10	10
就労移行支援事業 の利用者数	1	0	0



## 4 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

### ■就労継続支援（A型）事業の利用者状況

区 分	目 標 値	実 績	
	平成26年度末	平成24年度末	平成25年度末
就労継続支援（A型）事業の利用者	2	1	1
就労継続支援（B型）事業の利用者	3	4	4
就労継続支援（A型＋B型）事業の利用者	5	5	5
就労継続支援（A型）事業の利用者の割合	40.0%	20.0%	20.0%

## IV アンケート調査結果の概要

障害者総合支援法が施行されて1年を経過し、本町の障がい者の実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象としたアンケート調査を実施しました。ここでは、その結果の概要を掲載します。

### アンケート調査概要

#### 1 調査地域

七ヶ宿町全域

#### 2 調査対象

介護保険法に基づく施設に入所している方を含む障がい者手帳を所持している方

#### 3 調査方法

郵送による調査票配布・回収

#### 4 調査期間

平成27年1月～1月20日

#### 5 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
96人	69人	71.9%

#### 6 調査項目

- 基本属性について
- 日常生活や仕事について
- 福祉サービスについて
- 情報・相談について
- 外出の状況と希望について
- 地域との関わりについて
- 障がい理解について
- 災害について
- 今後の希望について



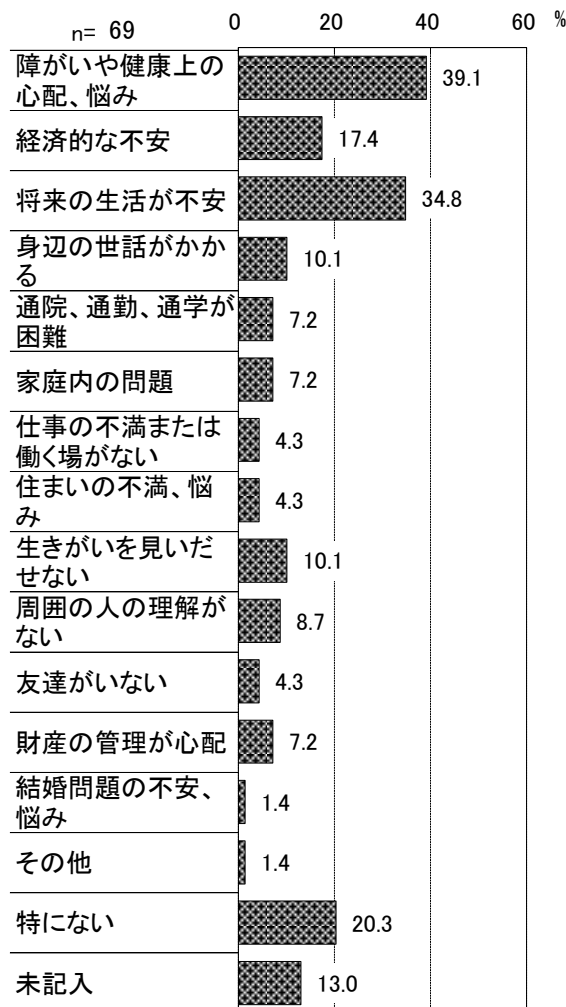
# 1 保健・医療、生活環境について

## (1) 保健・医療

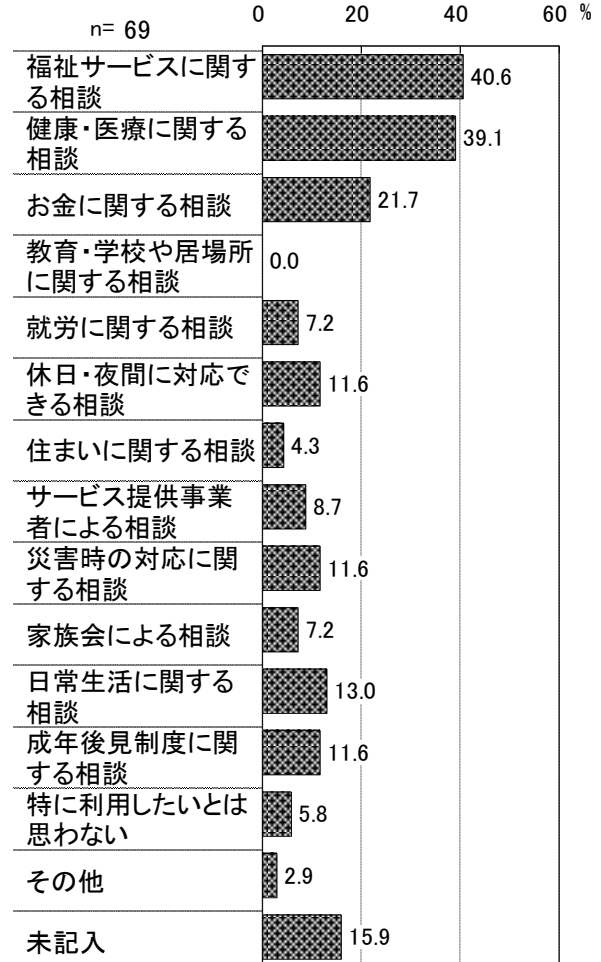
アンケート調査の結果によると、抱えている悩みや不安として、「障がいや健康上の心配、悩み」が最も多くなっています。また、充実すべき相談内容として、「健康・医療に関する相談」が2番目に多い回答となっています。

健康相談の充実、日常的な健康管理に対する意識の向上に向けた取り組みによって、高齢になっても健康でいられるよう保健活動を充実させるとともに安心して医療が受けられる体制づくりが求められます。

■抱えている悩みや不安



■充実すべき相談内容

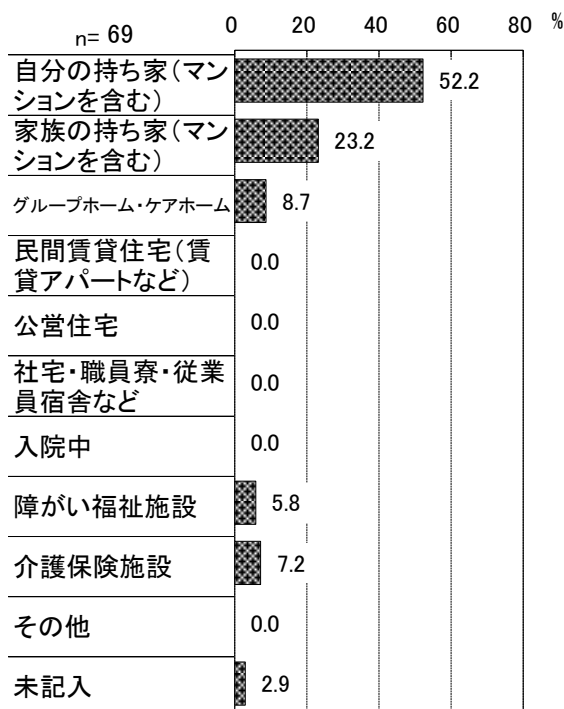


## (2) 生活環境

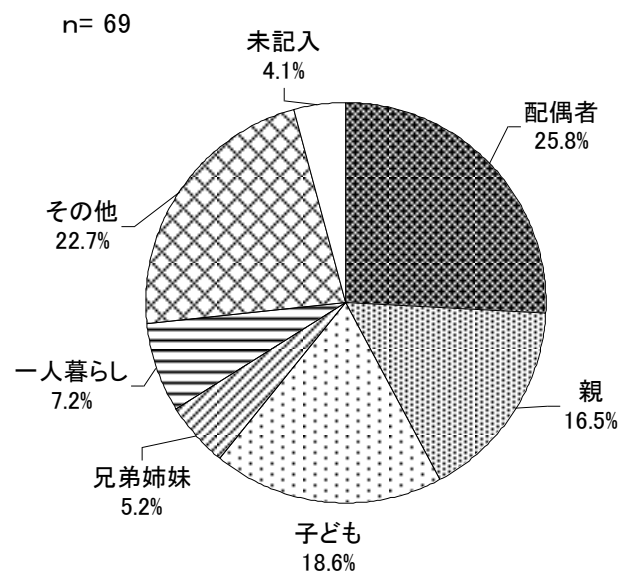
住まいの形態については、町の特徴として、持ち家率が高く、本アンケートでも「自分の持ち家（マンションを含む）」と「家族の持ち家（マンションを含む）」を合わせると全体のおよそ3/4を占めています。

同居家族については、「配偶者」が最も多く、「子ども」「親」が続いています。また、「一人暮らし」は1割弱となっています。

■住まいの形態



■同居家族



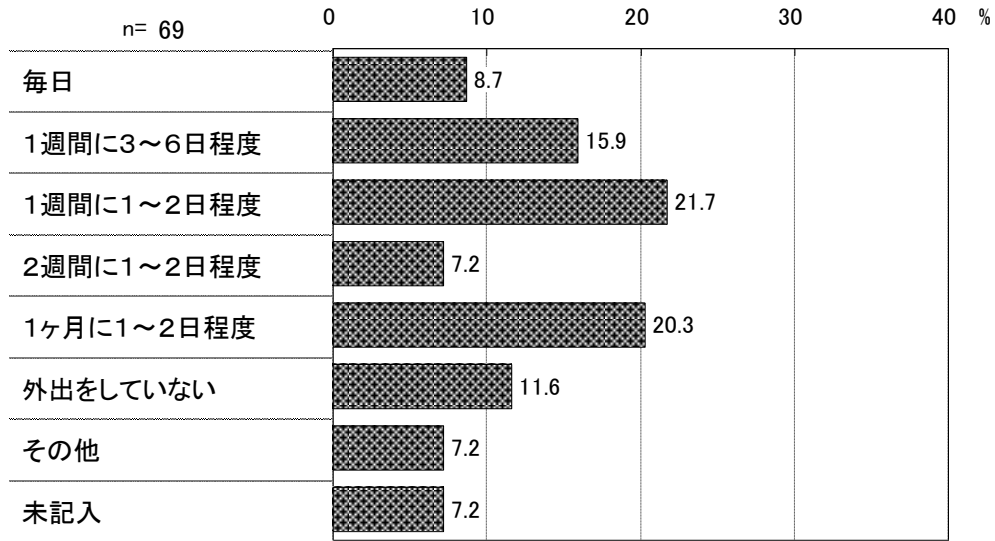
## (3) 外出・日中活動

外出頻度については、「1ヶ月に1~2日程度」が2割強、「外出をしていない」という方も1割半ばとなっており、また、日中の過ごし方についても「家庭内で過ごしている」方が6割を超えており、外出の機会が少ない方が多くなっています。

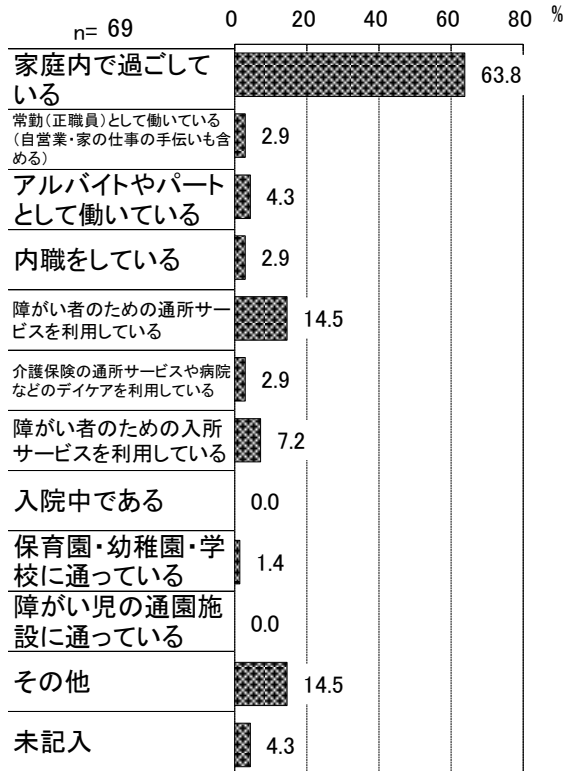
外出時に不便なことについてみると、「道路・建物の段差や電車・バス等の乗り降りがたいへん」「障がい者に配慮した設備が不十分である」「障害者用トイレが少ない」が1割を超えています。

移動手段の充実や施設の整備等外出しやすい環境づくりが求められます。

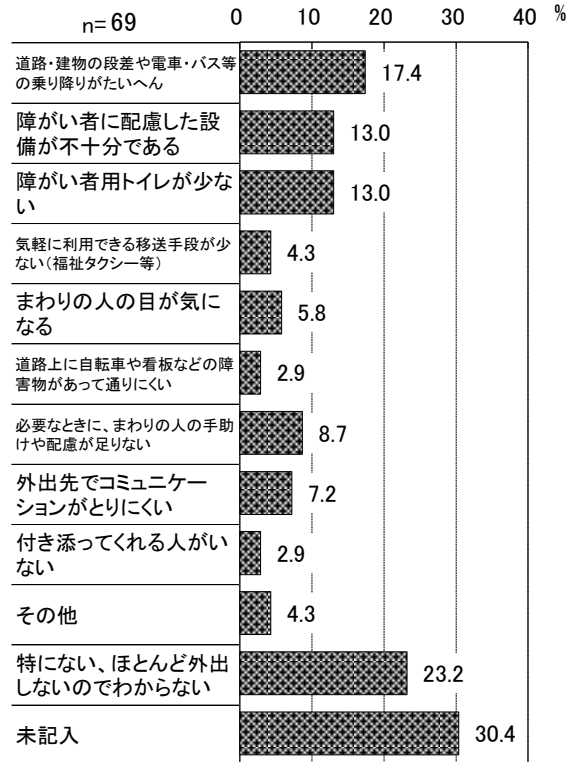
## ■外出頻度



## ■日中の過ごし方



## ■外出時に不便なこと



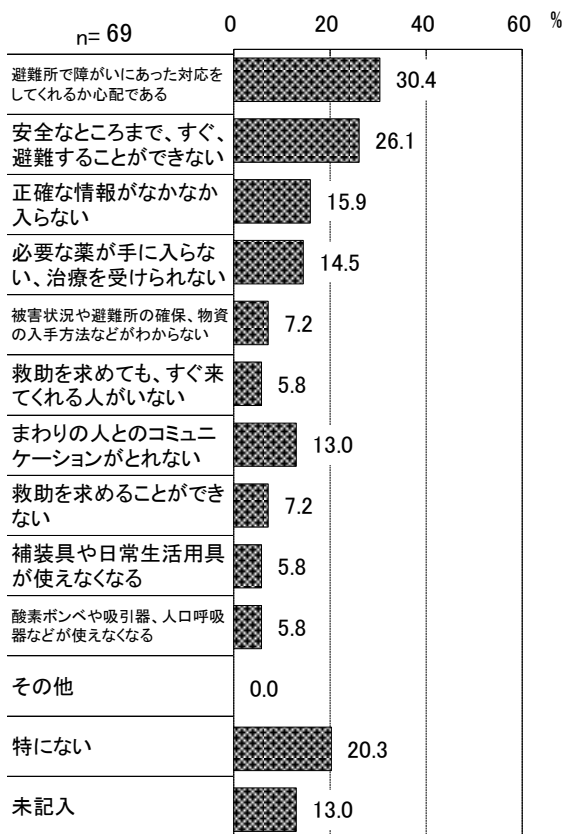
#### (4) 災害

災害時に不安なことについては、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」が3割強と最も多く、次いで「安全なところまで、すぐ、避難することができない」が2割半ば、「正確な情報がなかなか入らない」が1割半ばと多くなっています。

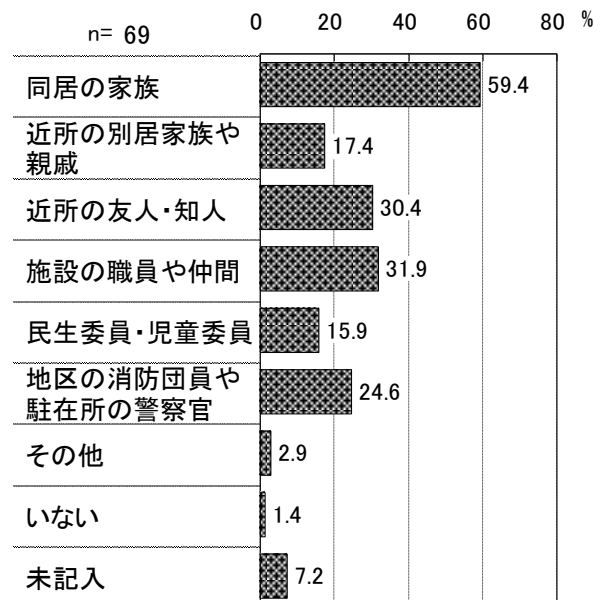
災害対策として、地域における緊急通報システム、災害時における情報提供体制の整備等事前の体制整備、バリアフリー等障がい者に配慮した避難所や避難誘導体制の整備等避難時や避難後における配慮が必要と考えられます。

また、災害時に頼れる人については、「同居の家族」が約6割となっています。

■災害時に不安なこと



■災害時に頼れる人

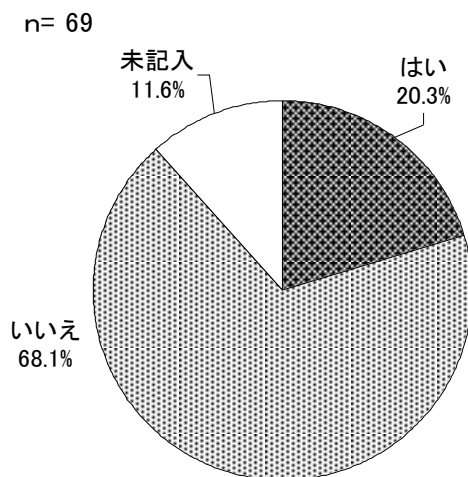


## 2 就労について

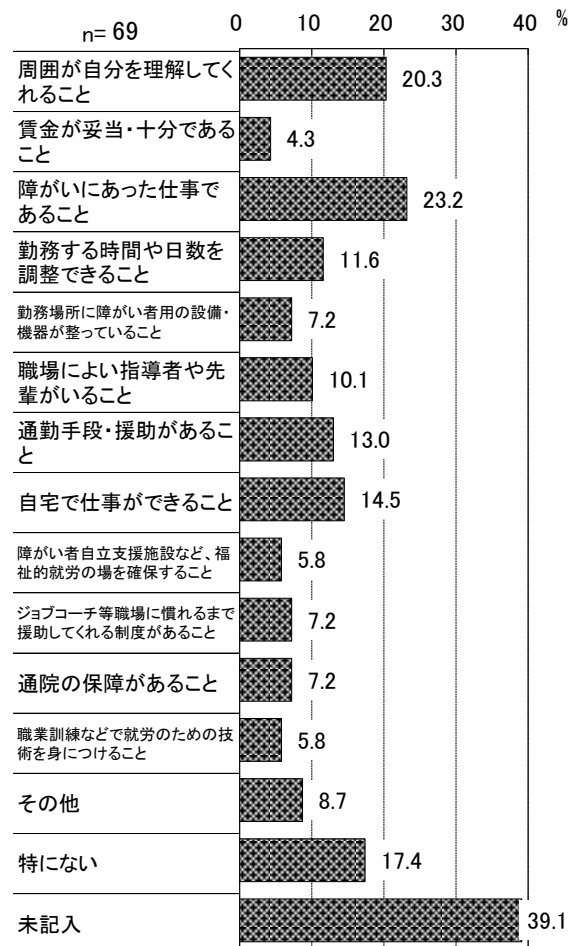
就労状況については、現在、仕事をしている方は2割強に止まり、仕事の種類については、「農業・林業・漁業（家族従業を含む）」「臨時・パート・アルバイトなど」がともに3割弱、次いで「障がい者自立支援施設（旧授産施設・協働作業所など）」が2割強となっています。

仕事をするうえで必要な環境については、「障がいにあった仕事であること」が最も多くなっています。

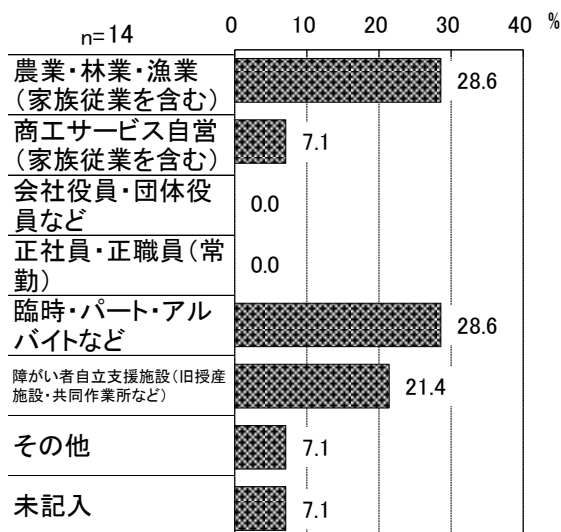
### ■現在、仕事をしているか



### ■仕事をするうえで必要な環境



### ■仕事の種類



### 3 障がい理解、地域での交流について

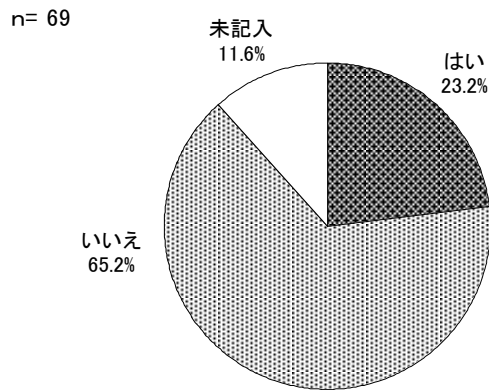
#### (1) 障がい理解

障がいがあることで差別的な扱いを受けた経験のある方は2割を超えています。

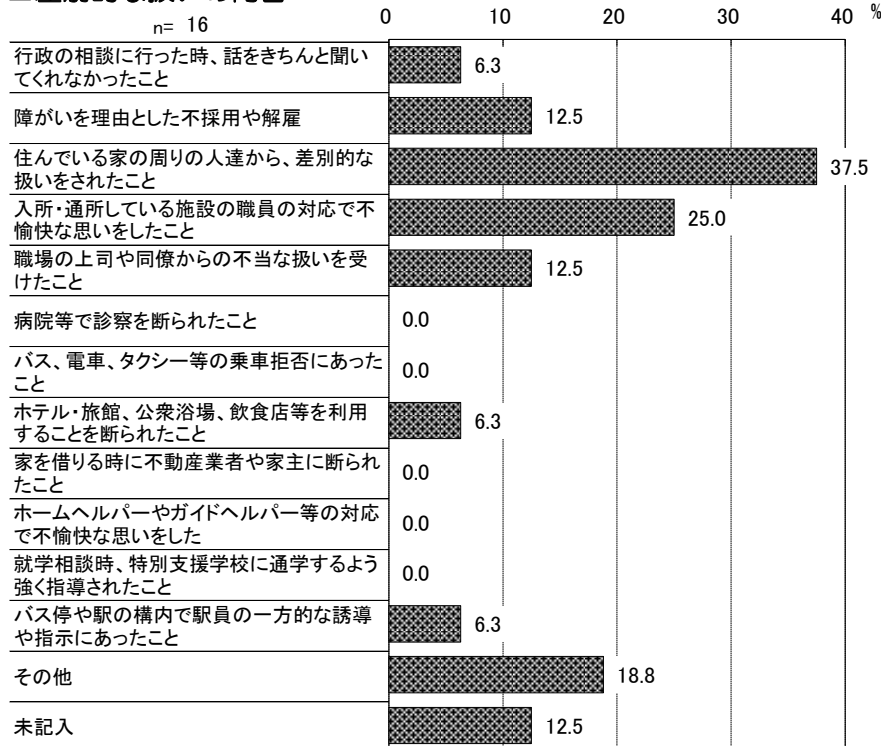
その内容については、「住んでいる家の周りの人達から、差別的な扱いをされたこと」が最も多く、次いで「入所・通所している施設の職員の対応で不愉快な思いをしたこと」が挙げられています。

理解促進や障がい者の理解に向けた一層の啓発・広報活動が重要と考えられます。

#### ■障がいがあることで差別的な扱いを受けた経験



#### ■差別的な扱いの内容

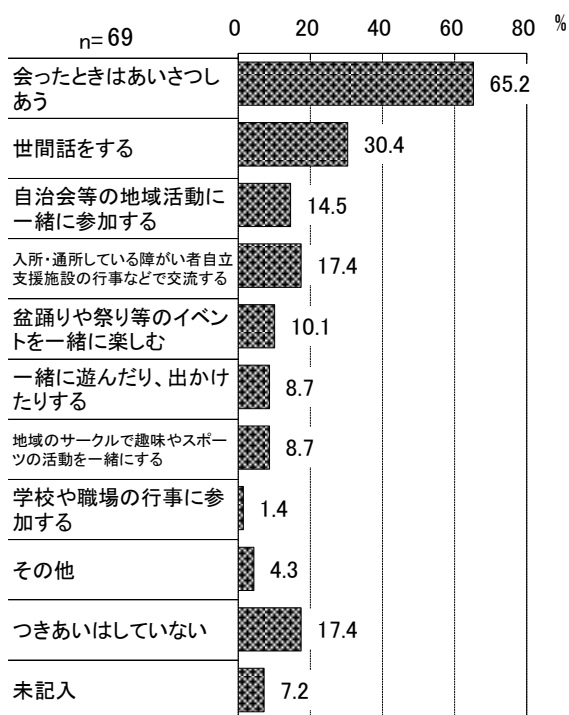


## (2) 交流

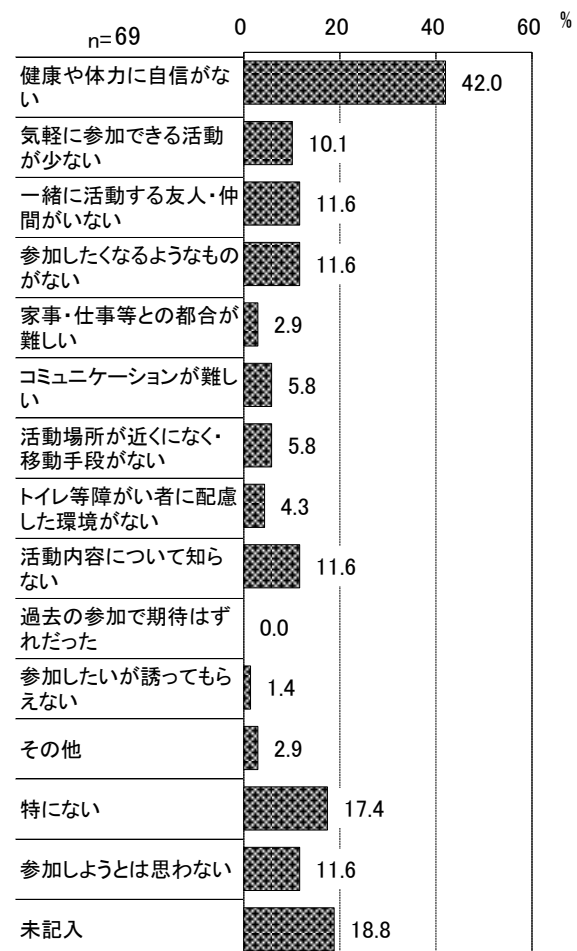
隣近所の人と「会ったときはあいさつしあう」方は6割半ば、「世間話をする」方は3割強、「入所・通所している障がい者自立支援施設の行事などで交流する」方や「自治会等の地域活動と一緒に参加する」方も1割半ばであり、大部分の方が隣近所とのつながりをもっていることがうかがえる一方、「つきあいはしていない」と回答した方も1割半ばとなっています。

また、地域活動を行うに当たって妨げになることについては、「健康や体力に自身がない」が最も多く、「一緒に活動する友人・仲間がいない」「参加したくなるようなものがない」「活動内容について知らない」「気軽に参加できる活動が少ない」と回答した方も1割を超えています。

■地域との関わり



■地域活動を行うに当たって妨げになること



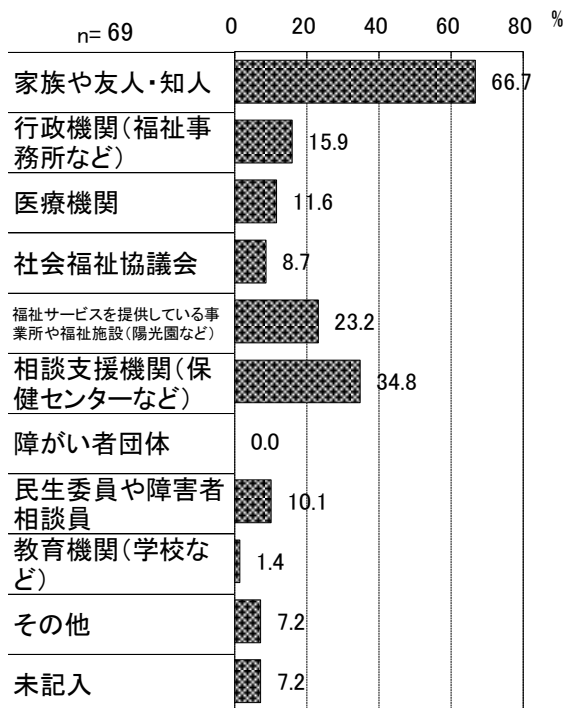
## 4 相談・情報提供について

困ったときの相談相手については、「家族や友人・知人」が6割半ばと最も多く、次いで「相談支援機関（保健センターなど）」が3割半ば、「福祉サービスを提供している事業所や福祉施設（陽光園など）」が2割強となっています。

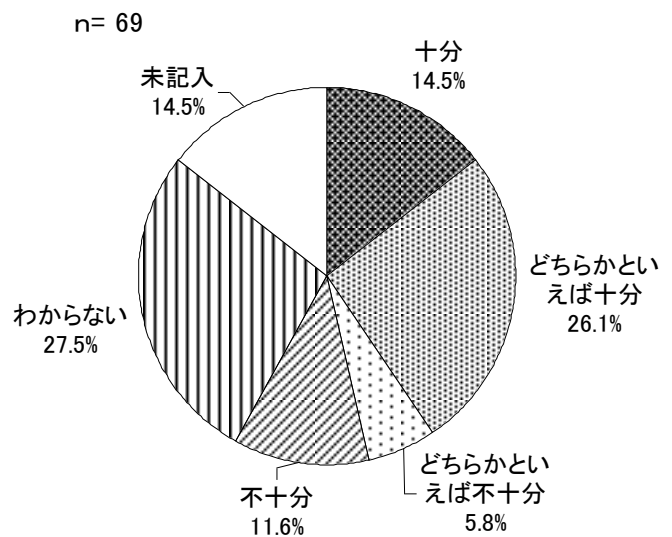
また、福祉に関する情報を十分に入手できているかについては、「どちらかといえば不十分」と「不十分」を合わせると1割半ばを占めており、不満足と感じています。

相談体制、情報提供体制のより一層の整備が求められます。

■困ったときの相談相手



■福祉に関する情報を十分に入手できているか





## 第3節 計画の理念と体系

### I 計画の基本理念

本町では、障がいのある方々が社会の構成員として、地域のなかで共に生活が送れるよう、ライフステージの各段階で、生活の場や活動の場に必要な福祉サービスが的確に提供され、安心して暮らせる社会の実現を目指すとともに、障がいのある方の社会的な自立に向けて、一人ひとりの個性に応じた教育と就労から自分らしい生活を確保でき、また、障がいの有無にかかわらず、主体的に社会活動に参加し、住民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し各種施策を展開してきました。

本計画においても前計画の基本理念を継承し、更なる施策の充実を図ってまいります。

#### 基本理念

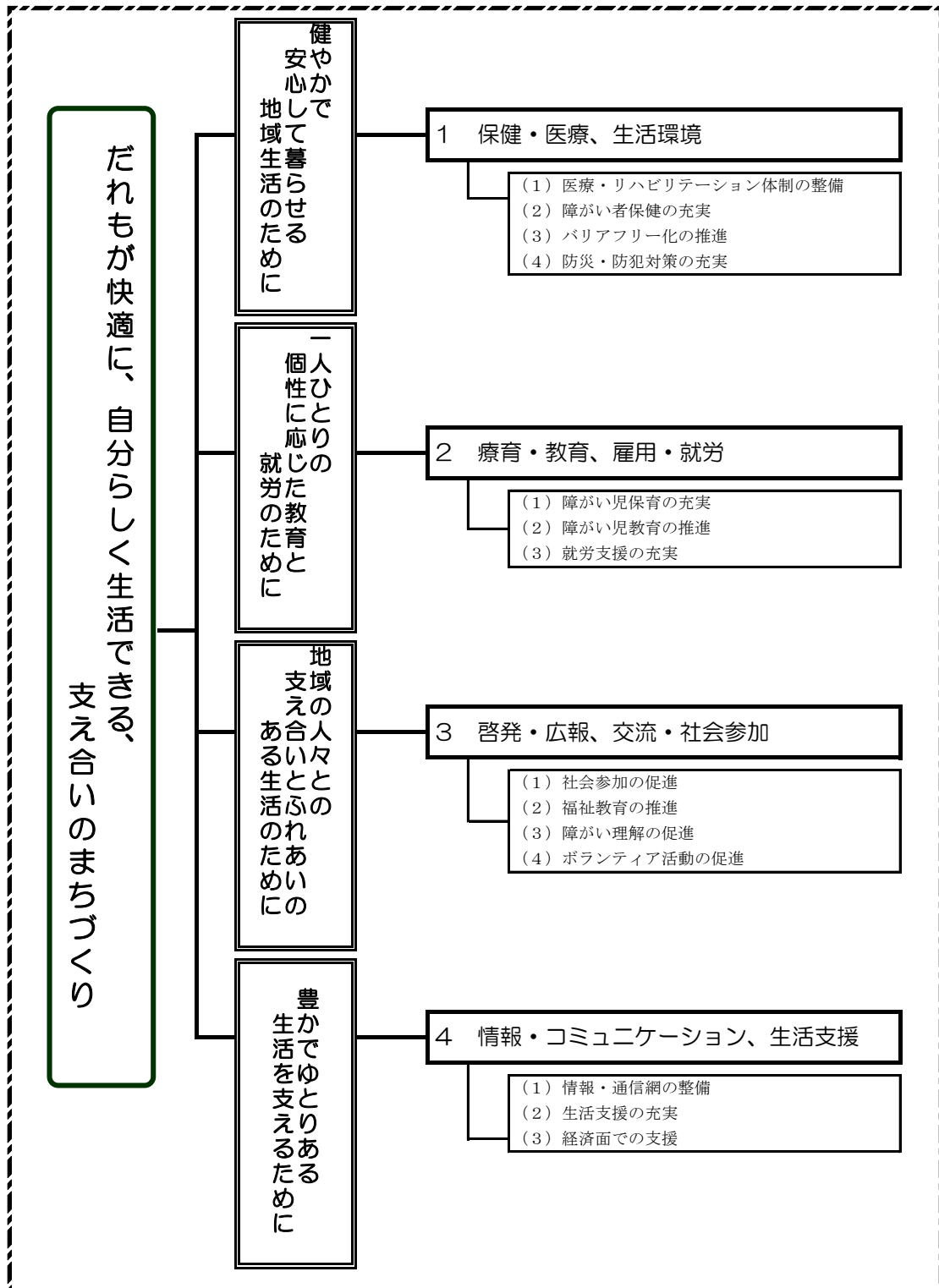
だれもが快適に、自分らしく生活できる、支え合いのまちづくり

### II 計画の基本目標

本計画における基本理念の実現に向けて、前計画と同様に以下の4つの基本目標を設定し施策を展開します。

《基本目標1》	◆保健・医療 ◆生活環境
健やかで安心して暮らせる地域生活のために	
《基本目標2》	◆療育・教育 ◆雇用・就労
一人ひとりの個性に応じた教育と就労のために	
《基本目標3》	◆啓発・広報 ◆交流・社会参加
地域の人々との支え合いとふれあいのある生活のために	
《基本目標4》	◆情報・コミュニケーション ◆生活支援
豊かでゆとりある生活を支えるために	

### Ⅲ 計画の体系



———— 第2章 各論 ————

## 第1節 健やかで安心して暮らせる地域生活のために

### ◆保健・医療、生活環境

#### 《現状と課題》

障がい者が地域において健やかで安心して暮らしていくうえで、保健・医療サービスは大きな役割を担っており、障がいの早期発見、早期対応の体制を強化し、必要な指導・訓練を行うことで、将来の社会参加につなげていくことが重要です。

本計画の策定にあたって実施したアンケート調査では、障がいや健康上の心配や悩みを持っている方が多くなっていました。また、障がい者施策のうち最も力を入れてほしい項目として保健・医療の充実が最も多く、充実すべき相談の内容としても健康・医療に関する相談が2番目に多い回答となっていました。

本町の身体障がい者の状況として重度化が進んでいることから、生活習慣病をはじめ障がいの原因となる疾病等の予防とともに、障がいの重度化予防のため、積極的な健康づくりに向けた取り組みが求められます。

#### 【悩みや不安】

	1位	2位	3位
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目</li> <li>・回答者数：69人</li> <li>・単数回答</li> </ul>	障がいや健康上の心配、悩み	将来の生活が不安	経済的な不安
	39.1%	34.8%	17.4%

アンケート調査より

#### 【充実すべき相談】

	1位	2位	3位
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目</li> <li>・回答者数：69人</li> <li>・単数回答</li> </ul>	福祉サービスに関する相談	健康・医療に関する相談	お金に関する相談
	40.6%	39.1%	21.7%

アンケート調査より

#### 【障がい者施策で力を入れてほしいこと】

	1位	2位	3位
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目</li> <li>・回答者数：69人</li> <li>・単数回答</li> </ul>	保健・医療の充実	経済的支援の充実	入所施設の充実
	49.3%	31.9%	23.2%

アンケート調査より

年齢や状況に応じた適切なリハビリテーションの実施は、健康の維持や現状より良い状態に向わせるために不可欠であり、また、生活リズムの調整や身体的・社会的自立のきっかけという点においても重要となります。専門スタッフの確保を含めた体制の整備が求められます。

そのほか、地域に根ざした専門医がいないことや医療機関が遠いことなども今後の課題と考えられ、アンケート調査においても主治医や専門的な治療を行っている医療機関が身近にほしいという要望が高くなっていました。

【健康管理において困っていること】

	1位	2位	3位
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目</li> <li>・回答者数：69人</li> <li>・複数回答</li> </ul>	特になし	専門的な治療を行っている医療機関が身近にない	近所に診てくれる医師がいない
	26.1%	<b>15.9%</b>	11.6%

アンケート調査より

【自宅や地域で生活するにあたって必要なこと】

	1位	2位	3位
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目</li> <li>・回答者数：69人</li> <li>・複数回答</li> </ul>	主治医や医療機関が近くにあること	生活するのに十分な収入があること	家族と同居できること
	<b>53.6%</b>	30.4%	27.5%

アンケート調査より

また、障がいのある人が安心して生活を送っていくためには、移動環境や防災対策等の生活環境面での整備も重要となります。アンケート調査結果によると、外出の機会が少ない方が多いという結果が出ており、道路、建物の段差やバス等の乗り降りに不便を感じているという方が少なくありませんでした。

障がい者の積極的な社会参加を促すためにも、移動支援や交通機関の充実を含め、障がいのある人が自由に移動できるまちづくりに努める必要があります。

【外出時に不便なこと】

	1位	2位	3位	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目</li> <li>・回答者数：69人</li> <li>・複数回答</li> </ul>	特になし、ほとんど外出しないのでわからない	道路・建物の段差や電車・バス等の乗り降りがたいへん	障がい者に配慮した設備が不十分である	障がい者用トイレが少ない
	23.2%	17.4%	<b>13.0%</b>	

アンケート調査より



災害対策については、災害時の救助活動に活用するため、現在、消防等仙南圏域における広域的な連携の下、災害時要援護者リストを作成しています。障がいのある人は、災害時や緊急時の対応に困難を伴うことが多く、被害にあう危険性が高いものと考えられます。アンケート調査では、すぐに避難できるか不安という方、避難所での対応や情報入手について不安という方が多くなっていました。

今後は、防災思想の普及啓発とともに、地域において障がいのある方の把握、障がい者に配慮した避難所や避難誘導體制の整備、緊急通報システム等、東日本大震災における教訓も踏まえたうえでの一層の対策が求められます。

**【災害時に不安なこと】**

	1位	2位	2位
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目</li> <li>・回答者数：69人</li> <li>・複数回答</li> </ul>	避難所で障害にあった対応をしてもらえるか心配である	安全なところまで、すぐ、避難することができない	特になし
	<b>30.4%</b>	<b>26.1%</b>	20.3%

アンケート調査より

《具体的施策・事業》

**1 医療・リハビリテーション体制の整備**

**(1) 医療の充実**

必要に応じて七ヶ宿町国民健康保険診療所から専門医につなげる連携を強化し、いつでも安心して医療を受けられる体制づくりに努めます。

**(2) 精神保健福祉相談（こころの相談）の実施**

専門医が訪問し、こころの悩みや精神障がい者の社会復帰、福祉サービス等について相談を受けます。また、専門医と七ヶ宿町国民健康保険診療所の医師との連携の強化に努めます。

**(3) 機能訓練の充実**

保健センター等を活用し、高齢者や身体機能に障がいのある方等を対象に、レクリエーションや体操を通して残存機能の保持に努めるとともに、理学療法士および作業療法士の確保に努め、また、対象者については、訓練場所への移動の点についてもあわせて検討します。





#### (4) 医療との連携

訓練における目標の設定にあたっては、ケアマネジメントの手法を取り入れ、医療との連携の下、一人ひとりのニーズに合わせた支援に努めます。

## 2 障がい者保健の充実

### (1) 障がいの早期発見

各種乳幼児健康診査や相談活動等で発達のおまづきなどが発見された乳幼児や経過観察が必要と認められた乳幼児に対して、宮城県中央児童相談所や保育所等との連携した相談・指導を実施することにより、障がいの早期発見に努めます。

### (2) 障がいの早期予防

各種健康診査・指導を徹底し、引き続き、障がいの要因となりうる生活習慣病の発病や重度化の未然防止に努めます。

### (3) 健康づくりの促進

健康相談等を通じて、健康に関する知識の普及および日常の健康管理に関する意識の向上に努めるとともに、健康づくり習慣が身に付く取り組みの実施に努めます。

## 3 バリアフリー化の推進

### (1) 公共建築物の整備

「七ヶ宿町地域住宅計画」(HOPE 計画)に基づき、障がい者等が円滑に利用できるよう建築物の整備を進めるとともに、既存建築物について随時改善を図ります。また、町の公共的施設については、ユニバーサルデザインを取り入れたれもが安心して使える環境の整備に努めます。

### (2) 民間建築物の整備促進と支援

新築、増改築等を行う業者などに対して、建設農林課との連携を通じて、「七ヶ宿町地域住宅計画」(HOPE 計画)の基準を遵守するよう適切な指導助言を行い、障がい者等が円滑に利用できる建築物の整備を促進します。また、既存の建築物については、必要に応じて調査などを行い、必要な指導助言を行うなど、障がい者等が円滑に利用できる建築物の整備について啓発・普及を図ります。



### (3) 道路の整備

だれもが安心して、利用できるよう、道路の整備にあたっては車いす利用者などが安全で快適に利用できる幅の広い歩道の設置や、既存の段差の解消を行うなど、安全でゆとりのある歩行空間を確保します。

### (4) 公園等の整備

公園は、障がい者等をはじめ市民の憩いの場であり、また、スポーツ・レクリエーションといった健康増進と世代間交流の場として重要な機能をもっていることから、新設または改良する公園等については、「七ヶ宿町地域住宅計画」(HOPE計画)の理念に基づいて安全かつ快適に利用できる空間づくりを促進します。

### (5) 住宅の整備

障がい者等に配慮した公営住宅などの整備を進めるとともに、既設の公営住宅などについても、段差の解消や手すり設置等の改善を行い、また、民間住宅などの整備に対しても、障がい者等が円滑に利用できる住まいづくりの啓発・普及を行います。

### (6) 交通手段の充実

障がい者の社会参加の促進や医療の確保に向けて、交通手段の充実に努めます。

## 4 防災・防犯対策の充実


### (1) 防災体制の充実

自主防災組織の育成や、避難場所の確保と整備に引き続き取り組み、防災体制の充実を図ります。

### (2) 消防・救急体制の強化

町単独では対応不可能な大規模な災害に対応するため、仙南地域広域行政事務組合との連携による消防・救急体制の強化に引き続き努めます。





### (3) 災害弱者対策の充実

避難行動要支援者登録制度の実施により、地域における障がいのある人等の避難行動要支援者情報の把握を行うとともに、自主防災組織との情報の共有化に努め、地域での見守りや災害時における支援体制づくりを推進します。

### (4) 心身両面の健康管理

災害時、必要に応じてメンタルヘルスケア、巡回健康相談等を実施します。

### (5) 緊急通報装置の拡充

ひとり暮らしの身体障がい者の緊急事態発生に対処するため、引き続き、緊急通報装置の設置を実施します。

### (6) 防犯意識の醸成

福祉関係者や地域の支援者の協力を得て、防犯に関する助言や情報提供などを行い、防犯意識の醸成を図るとともに、悪徳商法などの被害を未然に防ぐため、障がい者を対象として個別の相談を実施します。



## 第2節 一人ひとりの個性に応じた教育と就労のために

### ◆療育・教育、雇用・就労

#### 〈現状と課題〉

障がい児の発達状態や障がいの状態は多種多様であることから、療育、教育についても様々なニーズがあります。障がい児の可能性を伸ばしていくため、保健、医療、教育、福祉など関係分野が連携し、障がいの程度や種類、家庭の状況に応じた適切な育成の場が確保されていることが重要です。

障がい児保育について、本町では、育児不安や発達に関する不安の解消に向け、育児相談を活用し、相談・声かけを実施するとともに、保育所における障がい児の受け入れや就学指導に努めています。しかし、本町における子育て支援の中核となる子育て支援センターについては、その機能がまだまだ十分に活用されていない状況にあります。

障がい児教育については、一人ひとり障がいの特性を考慮し、保護者を含めた就学指導を経て特別支援学校、特別支援学級の選択が決定されます。このうち特別支援学校については、県の教育機関による管轄となるため、就学者が十分には把握できない状況にあります。今後は、特別支援学校や本町の教育委員会、健康福祉課との連携を一層強化していくことが求められます。

また、障がい者が自分らしく生活を送るためには、雇用・就労に対する支援も重要となります。障害者総合支援法では、障がい者の一般就労と地域生活への移行を大きな目標としており、そのためには、事業主や周囲の人々の理解を促していく必要があります。

現在、本町では必要に応じ相談支援専門員などを付け、状況にあった就労支援を行っています。また、就労を希望する障がい者や在職中の障がい者が抱える課題に対応するために広域的な支援として、障害者就業・生活支援センター事業の支援に努めています。今後は、本町のふるさと振興課やハローワークなど、関係機関との連携を一層強化するとともに、行政での雇用や町内企業に対する雇用を促す取り組みが求められます。



## 《具体的施策・事業》

### 1 障がい児保育の充実

#### (1) 療育相談の推進

療育相談に迅速に対応できるよう、保健センターを中心に関係機関のネットワークづくりを推進します。

#### (2) 受け入れ体制の整備

保育所において、障がい児保育の受け入れ体制の整備を図るとともに、関係機関の連携強化や保育従事者の療育に関する専門知識の向上に努めます。

#### (3) 育児相談の充実

保健センターでの育児相談や24時間電話相談を実施し、育児不安や発達に関する不安の解消に努めます。

#### (4) 適正な保育、就学指導への支援

保健師が保育所の職員会議に出席し、職員に対して助言を行うなど、保健、福祉、教育などの連携を密にし、障がい児の適正な保育、就学指導を行い、子どもの発達段階に応じた支援に努めます。

### 2 障がい児教育の推進

#### (1) 特別支援教育の充実

特別支援教育担当者等の研修を図り、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに対応した適切な教育支援を図ります。

#### (2) 障がいに応じた指導の充実

一人ひとりの障がいの状態に応じた指導内容や方法を工夫しながら、交流教育を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、実態に応じた適切な指導・相談の充実を図ります。



### (3) 進路指導の充実

義務教育終了後の進路について、一人ひとりに応じた適切な進路指導が行われるよう、学校、障がい者福祉施設、ハローワーク等の連携の場や機会づくりに努めます。

## 3 就労支援の充実

### (1) 障がい者雇用に向けたネットワークの構築

県やハローワーク、特別支援学校の広域的ネットワークづくりに加え、仙南地域自立支援協議会（労働部会）や町内の事業所、障がい者団体、関係機関等との連携を強化し、情報の共有化を図るとともに、障がい者雇用の啓発活動に努めます。

また、障がい者雇用について、事業所とハローワーク間の連絡調整を行う場や機会づくりに努めます。

### (2) 障がい者雇用の拡大

ハローワーク等と連携し、事業所等に対し、障がい者雇用の意識高揚や各種助成制度・奨励制度の周知および利用を促進するなど、障がい者の雇用拡大を図ります。

### (3) 職場定着指導の促進

事業所との連絡・連携を深め、県南障害者就業・生活支援センターコノコノなどの専門機関との連携の下、障がい者の職場における課題解決を図り、職場定着を促進します。

### (4) 福祉的就労の場の開拓

町内および近隣市町の事業所と連携の下、一般就労が困難な障がい者の町内での働く場の開拓に努めます。

## 第3節 地域の人々との支え合いとふれあいのある生活のために

### ◆啓発・広報、交流・社会参加

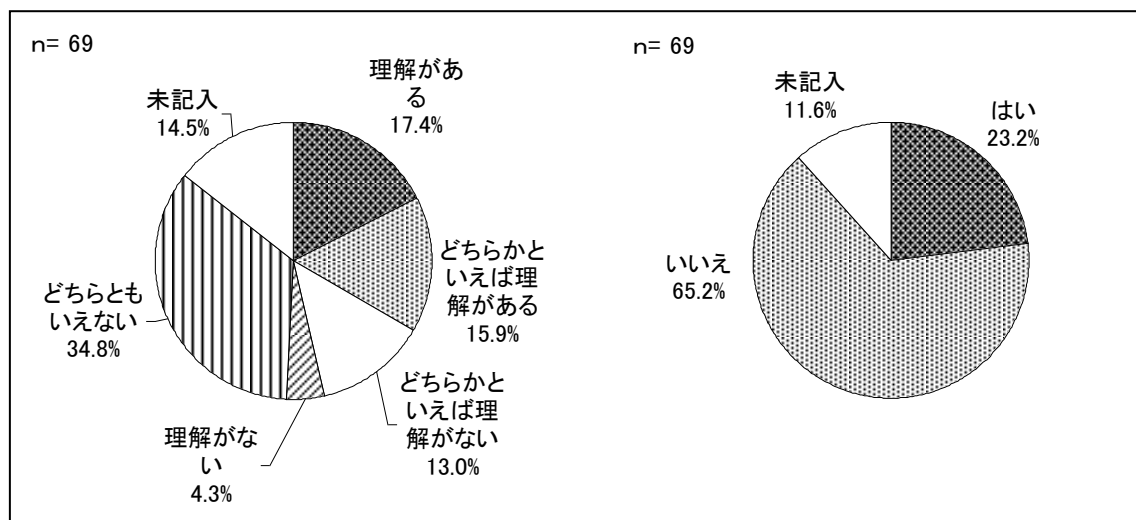
#### 《現状と課題》

だれもが互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら地域で生活していくためには、住民一人ひとりが障がいおよび障がい者に対する理解を深めることによって、障がい者に対する差別や偏見を取り除く必要があります。

本町では、七ヶ宿小学校の地域学習や七ヶ宿町社会福祉協議会のイベント等によって、住民の福祉に対する関心の向上に努めています。しかし、アンケート調査によると、障がい者に対する理解が足りないという意見も少なくなく、また、障がいがあることで差別的な扱いを受けたことのある方は2割に上っています。

広報・啓発活動を充実させるなど、障がい者に対する正しい理解と知識の普及に向けて一層の取り組みが必要と考えられます。

【左図：障がい者に対する周囲の理解 右図：障がいがあることで差別的な扱いを受けた経験】



アンケート調査より

また、ボランティア活動は、住民の障がい者理解を促すとともに、障がい者が地域で積極的な社会参加を行うのに大きな力となります。本町では、隣近所との助け合いは日常的に行われており、アンケート調査においても、会えばあいさつをする関係以上に親しい近所つきあいをしている方が6割半ばとなっていました。ボランティア活動にまではなかなかつながらないのが現状となっています。今後はボランティアに対する理解を広め、活動団体の育成に努める必要があります。



## 《具体的施策・事業》

### 1 社会参加の促進

#### (1) 障がい者支援サロン事業

保健センターに地域活動支援センター機能を持たせ、知的障がい者や精神障がい者が集まり、自主的に活動内容等の計画を立て、作業等を行うことにより、自立と社会参加を促進します。

### 2 福祉教育の推進

#### (1) 学校における福祉教育の充実

障がい児への理解を深めるため、交流教育を充実するなど、障がいに対して偏見をもつことのないよう適正な指導に努めます。

#### (2) 家庭における福祉教育の促進

教育委員会や七ヶ宿町社会福祉協議会の協力の下、家庭における福祉教育の拡充を促進します。

### 3 障がい理解の促進

#### (1) 広報誌によるPR


広報誌によって、障がい者団体や施設、また、特別支援学校等の行事や取り組み等の情報を積極的にPRし、住民の理解と啓発を促します。

#### (2) 障がい者理解に向けた研修会の開催

小・中学生等への障がい理解に向けた研修会を開催し、できるだけ早い段階から障がい者への理解を深めることにより、積極的なボランティア活動の展開が図られるよう努めます。

#### (3) 障がい者野外活動等支援事業

外出の機会が少ない障がい者およびその家族に対して、社会参加を促進するため、職員等の派遣・支援を行います。



#### (4) 精神障がい理解促進

保健センターにおいて精神障がい当事者参加の座談会等を実施するなど、精神障がいについての正しい理解、精神保健の知識の普及、啓発を図ります。

#### (5) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法や障害者雇用促進法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みなどの普及・啓発に努めます。

#### (6) 交流の促進

町内および近隣市町における各種イベントを通じて、障がい者同士（保護者）、または障がい者と障がいのない人が互いに交流できるよう支援します。

#### (7) 権利擁護の推進

知的障がいのある人や精神障がいのある人など、本人の判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度等の普及啓発や利用相談・支援を行います。

また、障がいのある人、配慮を要する子ども等の虐待を防止するため、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、関係機関との連絡会や協議会等とのネットワークを強化します。


## 4 ボランティア活動の促進

#### (1) 関係団体との連携

地域福祉活動の中心的役割を担うセケ宿町社会福祉協議会、民生児童委員協議会や医療機関、福祉施設との連携を図ります。

#### (2) ボランティア活動団体の育成と支援

セケ宿町社会福祉協議会と協力して、ボランティア組織の形成に努め、コーディネートを主とした組織の継続・運営のための支援を検討するとともに、ボランティア講習会等を開催し、ボランティアの理解と質の向上を図り、活動団体の強化に努めます。



### (3) ボランティア活動に対する障がい者の理解促進

支援を受ける障がい者側のボランティアに対する認識を高めるような研修や障がい者自身がボランティアに参加できるような機会づくりに努めます。

### (4) 福祉団体活動への支援

障がいのある人同士が、ともに悩みを相談したり、様々な活動に取り組んだりすることができるよう、当事者活動の育成・支援に努めるとともに、身体障害者福祉協会等に対して活動支援を行います。



## 第4節 豊かでゆとりある生活を支えるために

### ◆情報・コミュニケーション、生活支援

#### 《現状と課題》

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、日常生活における情報提供や障がい福祉サービスなど様々な支援が必要となります。

本町では、これまで広報誌やホームページによって情報提供に努めてきましたが、アンケート調査によると、福祉サービスや福祉制度の情報入手先として最も多い回答として町や県の広報誌やチラシ、ホームページなどが挙げられており、情報入手先として大きな役割を果たしていることがうかがえます。

今後も引き続き、必要な方に必要な情報が伝わるよう、セケ宿町社会福祉協議会と協力の下、提供の充実と提供方法の工夫に努める必要があります。

#### 【福祉サービスや福祉制度の情報入手先】

	1位	2位	3位
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目</li> <li>・回答者数：69人</li> <li>・複数回答</li> </ul>	町や県の広報誌やチラシ、ホームページなど	町や県などの窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ・ラジオ</li> <li>・家族や友人・知人</li> </ul>
	29.0%	20.3%	17.4%

アンケート調査より

また、日常生活にかかわる様々な相談事を気軽に相談でき、必要な支援を行ってくれる場も重要と考えられます。

困ったときの相談先について、アンケート調査結果によると、家族や友人・知人に次いで、相談支援機関、福祉サービス提供事業者や福祉施設があげられています。保健センターは、相談対応に関する中核的役割を担うことから、利用しやすい体制づくりを更に進めるとともに、仙南地域障がい者基幹相談支援センター（白石陽光園）との連携を強化し、個々の相談に的確に対応し、悩みを解消できるよう専門的な相談対応に一層努める必要があります。

#### 【困ったときの相談先】

	1位	2位	3位
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目</li> <li>・回答者数：69人</li> <li>・複数回答</li> </ul>	家族や友人・知人	相談支援機関（保健センターなど）	福祉サービスを提供している事業者や福祉施設（陽光園など）
	66.7%	34.8%	23.2%

アンケート調査より

さらに、アンケート調査結果によると、今後利用したい福祉サービスとして、日常生活への支援、施設入所、集いの場が上位に挙げられました。

本町では、ホームヘルプについて、七ヶ宿町社会福祉協議会やホームヘルプステーション「ぽかぽか」に依頼し移動支援とあわせて提供しています。また、デイサービスについては、日中一時支援として提供しており、これまで本町では介護保険による提供が主でしたが、今後は、これらのサービスも含めて、利用者がサービスを選択するのに十分な提供体制の確保が重要と考えられます。

【今後利用したい福祉サービス】（「利用したい」「将来、必要な時がきたら利用したい」の合計）

	1位	2位	3位
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目</li> <li>・回答者数：69人</li> <li>・複数回答</li> </ul>	日常生活への支援	施設入所	気軽に集う場
	<b>39.1%</b>	<b>34.7%</b>	<b>33.3%</b>

アンケート調査より

## 《具体的施策・事業》

### 1 情報・通信網の整備

#### （1）情報通信システムの活用と利用の促進

ホームページなどの活用により、情報提供の充実を図るとともに、利用方法の講習会等を行い、知識の普及に努め、利用の促進を図ります。

#### （2）住民による情報バリアフリー

七ヶ宿町社会福祉協議会等関係団体とともに、朗読や手話などの活動を支援し、情報バリアフリーの促進に努めます。



## 2 生活支援の充実

### (1) 相談支援機能の充実

日常生活に関わる様々な相談事を気軽に相談でき、必要な相談支援に取り組むとともに、サービス提供事業者等との連携から障がい者の立場に立った福祉サービスの提供ができるように、相談支援機能の充実を図ります。また、地域における相談支援、社会参加・自立支援に向けたあらゆる相談に応じられるよう相談・指導・支援体制の充実を図ります。

### (2) 障がい福祉サービスの充実

障がい者の多様なニーズに対応して町内外のサービス提供事業者などとの連携による良質なサービスと必要量の確保や利用の情報提供に努めるとともに、介護保険事業者との連携による介護保険サービスを含めた包括的なサービス提供に努めます。

### (3) 地域生活支援の充実

地域活動支援センター機能の構築に努めて地域生活支援事業の充実を図るとともに、各種サービスの利用促進に努めて、障がい者の地域生活支援の充実に努めます。

## 3 経済面での支援

### (1) 年金・手当等の周知活動

年金（障害基礎年金、障害厚生年金）、各種手当制度（特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等）の内容について広報誌を活用して周知に努め、活用を促進します。

### (2) 各種医療費の助成制度の活用

各種医療費の助成制度の活用を図ります。



— 第3章 第4期障がい福祉計画 —



## 第1節 障害福祉計画の推進

### 1 障がい福祉サービスの充実

#### (1) 訪問系サービス

##### ①居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者のために、居宅における食事、入浴、または排泄の介護等を行う居宅介護（ホームヘルプ）の支援を図ります。

##### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がい者のために、居宅における食事、入浴、または排泄の介護および外出時における移動中の介護を行う重度訪問介護の支援を図ります。

##### ③行動援護

自閉症、てんかん等を有する重度の知的障がいまたは統合失調症等を有する重度の精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等が行動をする際生じる危険（自傷、異食、徘徊等）を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を行う行動援護の充実を図ります。

##### ④同行援護

移動に著しい困難のある視覚障がいのある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。

##### ⑤重度障害者等包括支援

常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障がい福祉サービスによって包括的に支援します。

## 【訪問系サービス見込量】

### ■訪問系サービス見込み量（1か月あたり）

サービス名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		見込み量	見込み量	見込み量
居宅介護	利用人員	1	1	1
	利用時間	9	9	9
重度訪問介護	利用人員	0	0	0
	利用時間	0	0	0
同行援護	利用人員	0	0	0
	利用時間	0	0	0
行動援護	利用人員	0	0	0
	利用時間	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用人員	0	0	0
	利用時間	0	0	0

## 【訪問系サービス見込量確保のための方策】

必要なサービス量は確保できる状況にありますが、今後とも利用者ニーズの的確な把握に努め、必要に応じて、提供事業者に対し、ホームヘルパーや重度訪問介護従業者、行動援護従業者の増員を働きかけます。

障がい者の高齢化に伴い、介護保険事業者との連携を強化し、介護保険サービスも含めた、包括的な提供に努めます。



## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

昼間、障がい者の支援施設等において、食事、入浴、または排泄の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供する生活介護の充実を図ります。

### ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、施設で一定期間身体機能または生活能力向上のために必要な訓練等を行う自立訓練（機能訓練・生活訓練）の充実を図ります。

### ③就労移行支援

就労を希望する障がい者に一定期間にわたり、就労に必要な訓練等を行う就労移行の支援を図ります。

### ④就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者で、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な人を対象に、一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。

### ⑤就労継続支援（B型）

企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった人を対象に、雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを行います。

### ⑥療養介護

昼間、医療を要する障がい者を病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活上の世話をを行う療養介護の充実を図ります。



## ⑦短期入所（福祉型・医療型）

居宅において介護を行う人が疾病等の理由により介護できない時、障がい者が施設へ入所でき、食事、入浴、または排泄の介護を行う短期入所（ショートステイ）の充実を図ります。


### 【日中活動系サービス見込量】

■日中活動系サービス見込み量（1か月あたり）

サービス名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		見込み量	見込み量	見込み量
生活介護	利用人員	5	5	6
	利用日数	99	113	130
自立訓練（機能訓練）	利用人員	0	0	0
	利用日数	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用人員	0	0	0
	利用日数	0	0	0
就労移行支援	利用人員	0	1	1
	利用日数	0	23	23
就労継続型支援（A型）	利用人員	1	1	1
	利用日数	22	21	21
就労継続型支援（B型）	利用人員	8	10	13
	利用日数	170	226	302
療養介護	利用人員	1	1	1
	利用日数	30	30	30
短期入所（福祉型）	利用人員	0	0	0
	利用日数	0	0	0
短期入所（医療型）	利用人員	0	0	0
	利用日数	0	0	0

### 【日中活動系サービス見込量確保のための方策】

生活介護や就労移行支援事業、就労支援事業については、今後さらにニーズが高まると想定されることから、希望する利用者の把握に努めるとともに、多様な事業者の参入を促し、必要なサービス量を確保します。



### (3) 居住系サービス

#### ①共同生活援助（グループホーム）

介護が必要でない知的障がい者や精神障がい者で、就労または自立訓練、就労移行支援等を受けている方が、共同生活の場において日常生活上の世話等を受けられる共同生活援助（グループホーム）の支援を図ります。

#### ②施設入所支援

生活介護を受けている方で、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、また、自立訓練、就労移行支援を受けている方で、その生活能力から単身生活が困難で、地域の社会資源の状況から、通所することが困難な方に、一定期間にわたり利用者が就労移行支援を効果的に利用できるよう、夜間における居住の場を提供する施設入所の支援を図ります。

#### 【居住系サービス見込量】

■居住系サービス見込み量（1か月あたり）

サービス名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		見込み量	見込み量	見込み量
共同生活援助 （グループホーム）	利用人員	8	9	9
施設入所支援	利用人員	4	4	4

#### 【居住系サービス見込量確保のための方策】

共同生活援助や共同生活介護については、広域的な連携の下での施設利用を図るとともに、引き続き居住の場の確保に努めます。



## (4) 指定相談支援サービス

### ①計画相談支援（サービス利用計画作成）

障がいのある人や保護者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整を行うほか、サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。

### ②地域移行支援

施設に入所している障がいのある人、精神病院に入院している精神障がいのある人に住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

### ③地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等への相談・緊急訪問・緊急対応等を行います。


## 【指定相談支援サービス見込み量】

■指定相談支援サービス見込み量（1か月あたり）

サービス名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		見込み量	見込み量	見込み量
計画相談支援 （個別計画作成）	利用人員	2	2	2
地域移行支援	利用人員	2	1	0
地域定着支援	利用人員	0	1	1

## 【指定相談支援サービス見込み量と確保のための方策】

関係機関・団体、事業所等と連携し、個々の利用者のニーズに対応した支援ができるよう専門職員等の確保に努め、サービスの確保・充実を図ります。



## (5) 障がい児のサービス

### ①障がい児相談支援

#### ア. 障がい児相談支援利用援助

児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行います。

#### イ. 継続障がい児相談支援利用援助

指定障害児相談支援事業者が、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

### ②障がい児通所支援

#### ア. 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

#### イ. 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

#### ウ. 放課後等デイサービス

小学校から中学、高校までの学校に通う障がい児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

#### エ. 保育所等訪問支援の充実

児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障がい児本人や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

### ③障がい児入所支援

#### ア. 福祉型障がい児入所支援

障がい児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

#### イ. 医療型障がい児入所支援

知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、治療等を行います。

#### 【障がい児のサービス見込量】

##### ■障がい児相談支援見込み量（1か月あたり）

サービス名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		見込み量	見込み量	見込み量
障害児相談支援	利用人員	0	0	1

##### ■障がい児通所支援サービス見込み量（1か月あたり）

サービス名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		見込み量	見込み量	見込み量
児童発達支援	利用人員	0	0	0
	利用日数	0	0	0
医療型児童発達支援	利用人員	0	0	0
	利用日数	0	0	0
放課後等デイサービス	利用人員	0	0	0
	利用日数	0	0	0
保育所等訪問支援	利用人員	0	0	0
	利用日数	0	0	0

#### 【障がい児のサービス見込量と確保のための方策】

児童発達支援や医療型児童発達支援、放課後等デイサービスは、これまでに実績がないため、実施については今後の動向を見ながら検討していきます。



## (6) その他の障がい福祉サービス

### ①補装具費支給事業

失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具の購入および修理に要した費用の一部を助成します。

### ②自立支援医療（更生医療）

身体障がい者の障がいを除去、軽減することにより、日常生活や社会生活の向上を図るための医療費を一部助成します

### ③在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成

在宅酸素療法を必要とする呼吸機能障がい者に対し、酸素濃縮器の利用にかかる電気料金の一部を助成します。

### ④在宅寝たきり老人等寝具洗濯サービス事業

在宅の寝たきりの高齢者やひとり暮らしで虚弱な高齢者、重度の障がい者を対象に寝具の洗濯・乾燥・消毒をし、清潔で快適な生活への支援および介護者の負担の軽減を図ります。

### ⑤在宅老人等おむつ支給事業

在宅の高齢者および重度の障がい者を対象に、引き続き、紙おむつの支給を行います。

### ⑥配食サービス

在宅の高齢者および障がい者を対象に、栄養のバランスのとれた食事を訪問によって定期的に提供し、自立と生活の確保を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。



## 2 地域生活支援事業の充実

### (1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対し、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

### (2) 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

### (3) 相談支援事業

#### ①障がい者相談支援事業

保健センター、七ヶ宿町国民健康保険診療所、高齢者生活福祉センターを保健・医療・福祉の拠点として連携の強化に努めるとともに、保健センターを相談・支援機能を中心とした総合相談拠点として位置付け、町民が利用しやすく、わかりやすい相談・支援が行えるよう総合窓口の充実に努めます。また、宮城県不忘園や白石陽光園、はらから福祉会等との連携の下、引き続き、障がい別の専門的な相談対応を図ります。

#### ②基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを仙南広域圏で設置しました。ひきつづき、障がいのある人などの相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援などの事業を推進します。

#### ③居宅入居等支援事業（居住サポート事業）

一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由で入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。



### (3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの人々の権利擁護を図ります。

### (4) 成年後見制度法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

### (5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者または要約筆記奉仕員を派遣し意思疎通の円滑化を図ります。

### (6) 日常生活用具給付事業

在宅の障がい者に対し、介護支援ベッド等の日常生活用具を給付し、日常生活の利便を図ります。

### (7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい児・者に対し、外出のための支援を行います。

### (8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、手話奉仕員を養成します。

### (9) 地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、地域活動支援センターについて、現状では設置が困難であるため、当面は、保健センターにおける自助グループへの支援や障がい者へのサロンの開放、相談機能の強化によって対応を図ります。





#### (10) 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な重度の身体に障がいのある人を対象に、居宅に移動入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供できるよう、事業所の確保に努めます。

#### (11) 日中一時支援事業

障がい児・者の日中における活動の場を確保し、障がい児・者とその家族の生活を支援します。

#### (12) 住宅改修費給付事業

障がい者が安全で快適な生活が送れるように、障がいの状況に応じた住宅改善を促進するため、住宅改修にかかる費用の一部を助成します。

#### (13) 自動車運転免許取得・改造費助成事業

障がい者が就労等の社会活動へ参加するために必要な自動車運転免許取得費用の一部を助成します。また、肢体不自由の身体障がい者に対しては、自動車改造の費用の一部も助成します。

## 【地域生活支援事業の見込量】

### ■地域生活支援事業（必須事業）

区分	単位	第4期計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	実施なし	実施	実施
相談支援事業				
障害者相談支援事業※	か所	1	1	1
基幹相談支援センター	か所	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施有無	実施なし	実施なし	実施なし
成年後見制度利用支援事業	利用人数	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	実施なし	実施なし	実施
意思疎通支援事業	利用人数	0	0	1
日常生活用具給付等事業	合計件数	14	14	14
介護訓練支援用具	利用件数	0	0	0
自立生活支援用具		1	1	1
在宅療養等支援用具		0	0	0
情報・意思疎通支援用具		0	0	0
排泄管理支援用具		12	12	12
住宅改修		1	1	1
移動支援事業		利用者数	2	2
	利用時間数	80	80	80
手話奉仕員養成研修事業	利用人数	1	1	1
地域活動支援センター	か所	0	0	1
	利用人員	0	0	5

※障がい者相談支援事業のか所数は、町の委託による事業所としています。


### ■その他の地域生活支援事業

区分	単位	第4期計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	利用人員	0	0	0
	利用回数	0	0	0
日中一時支援事業	利用人員	1	1	1
	利用回数	50	50	50
自動車運転免許取得・改造費助成事業	利用件数	1	1	1

## 【地域生活支援事業見込量確保のための方策】

障がい者や保護者等からの一般的な相談支援、サービス等利用計画に関する支援、障がい者の地域移行・地域定着などにかかる相談支援体制のさらなる充実を図ります。

地域生活支援の各事業においては、既存サービスの一層の充実を図りながら、各サービスについて新たな利用者ニーズの把握に努め、関係機関・団体等との連携によるサービスの質の向上を図ります。



### 3 地域自立支援協議会

仙南広域圏において2市7町共同で設置している「仙南地域自立支援協議会」で、地域における支援体制の問題点や課題等をもとに、障がいのある人を相談支援するネットワークの充実を図るために、労働部会及びくらし支援部会の2つの部会による協議等を行います。また、計画相談支援の充実に向け、仙南地域障がい者基幹相談支援センターと共に、相談支援専門員に対する支援を行います。

### 4 虐待防止への取り組み

障害者虐待防止法の施行により、七ヶ宿障がい者虐待防止センターの機能を白石陽光園に委託し、仙南地域障がい者基幹相談支援センターに機能を附加して実施しています。障がい者虐待への対応として、関係機関との連携強化により相談支援の体制を充実するとともに、虐待防止に向けた理解啓発を推進しながら、虐待の未然防止と早期発見に努めます。

また、本町では、関係機関と連携し、仙南地域障がい者基幹相談支援センター機能を活用しながら障がい者などに対する虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応や再発の防止に取り組みます。

## 第2節 平成29年度までに達成を目指す目標

第4期障がい福祉計画では、障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行に関する成果目標を設定することとされており、国の考え方をもとに平成29年度を目標とする以下の成果目標を定めます。

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

《国の考え方》

- 平成25年度末時点の施設入所者数の12パーセント以上が地域生活へ移行することとする。
- 平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4パーセント以上削減することを基本とする。

#### ■福祉施設入所者の地域生活への移行状況

区 分	実 績 値	目 標 値		
	平成25年度末 (A)	平成29年度末 (B)	削減見込 (A-B)	地域生活 移行者数
年度末時点入所者数	5	4	1	1

#### 【計画期間中の目標設定と考え方】

施設入所者数については、平成25年度末時点で5人となっており、平成29年度末時点では、これまでの実績や施設入所者の動向など総合的に勘案し、1人の削減で4人を目標とするとともに、地域生活移行者数を1人の目標とします。

### 2 地域生活支援拠点等の整備

《国の考え方》

- 平成29年度末までに障害福祉圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

#### 【計画期間中の目標設定と考え方】

地域生活支援の拠点等の整備については、今後、仙南圏域自立支援協議会と連携し、利用者のニーズと圏域内の実情を勘案して圏域内で1か所の整備を目指します。

### 3 福祉施設から一般就労への移行（整理・拡充）

#### 《国の考え方》

- 平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。
- 平成29年度末における利用者数が、平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨とする。

#### ■福祉施設から一般就労への移行等

##### ○一般就労移行者数

区 分	実 績 値	目 標 値
	平成24年度	平成29年度
一般就労移行者数	0	1

##### ○就労移行支援事業の利用者数

区 分	実 績 値	目 標 値
	平成25年度	平成29年度
就労移行支援事業の利用者数	1	1

##### ○就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

区 分	実 績 値	目 標 値
	平成25年度	平成29年度
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合		0%
H29.4.1時点の就労移行支援事業所数		1か所
平成29年度末における就労移行率3割以上の事業所数		0か所

#### 【計画期間中の目標設定と考え方】

福祉施設から一般就労への移行者数は、平成 24 年度の実績がない状況ですが、平成 29 年度末時点では、これまでの実績および地域の実情等を踏まえて 1 人を目標とします。

就労移行支援事業の利用者数は、平成 25 年度の実績が 1 人となっており、平成 29 年度末時点では A 型利用者の 1 人を見込みます。

就労移行支援事業所数は、1 か所の設置を目標とします。



## 第3節 計画の推進

### 1 庁内推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係する課との連携を強化し、横断的な実施体制の下に取り組みを進めます。

### 2 国・県・近隣市町村との連携

本計画に定めた各種事業の推進にあたっては、国・県・近隣市町村との連携を図り、仙南広域圏で協議を進めながら総合的な施策の推進に取り組みます。

### 3 計画の進行管理

仙南地域自立支援協議会において本計画にかかる施策・事業の円滑な推進を図るとともに、進捗状況の把握と評価を行い、障がいのある人のニーズに沿ったサービスの確保に努めます。


### 4 計画の達成状況の点検と評価

計画の達成状況について、仙南地域自立支援協議会で点検・評価を行い、進行管理を行います。また、障がい福祉サービス等の実態や国・県の動向、近隣市町村の実施状況なども踏まえ検証します。

---

## 第4章 資料

---



## ◆七ヶ宿町障がい者計画（障がい福祉計画）策定委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 七ヶ宿町における障がい者福祉の推進を図る障がい者計画及び障がい福祉計画の策定に際し、広く町民の意見を反映させるため、七ヶ宿町障がい者計画（障がい福祉計画）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、障がい者計画及び障がい福祉計画の策定に関し、調査及び検討し、七ヶ宿町長（以下、町長という。）に報告するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）障がい者団体関係者
- （2）学識経験者・保健医療関係者
- （3）福祉関係者
- （4）企業・行政関係者
- （5）その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とし委嘱の日の属する翌年度の末日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。





(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、これを町長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

◆七ヶ宿町障がい者計画（障がい福祉計画）策定委員会委員名簿

（敬称略）

委員区分	委員氏名	所属	備考
障害者団体関係者	佐藤 千春	当事者	
学識経験者	八島 哲	県南サポートセンター「アサンテ」 相談支援専門員	副委員長
保健医療関係者	角藤 芳久	宮城県立精神医療センター 副院長	
福祉関係者	佐々木 孝信	七ヶ宿町こもれびの家 管理者 （仙南地域自立支援協議委員）	委員長
	今野 誠	町社会福祉協議会 事務局長	
行政	千葉 悠里江	保健師（保健センター）	

◆計画策定の経過

実施年月日	作業内容等
平成 27 年 1 月	○七ヶ宿町障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画に関する アンケート調査実施
平成 27 年 3 月 13 日	○第 1 回七ヶ宿町障害者計画（障害福祉計画）策定委員会 ・平成 27 年度アンケート調査及びその結果について ・七ヶ宿町の現状と計画策定の方向性
平成 27 年 3 月 27 日	○第 2 回七ヶ宿町障害者計画（障害福祉計画）策定委員会 ・七ヶ宿町障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画案の審議



## ◆用語説明

---

### 力行

---

#### 介護保険事業計画

計画期間中の各年度における介護保険の給付対象となる人数やサービス種類ごとの量や質を見込み、これを提供するための基盤整備などの方策や、この費用の財源となる介護保険料の額を決定するなど、介護サービスを円滑に提供できるような様々な施策を定めた計画です。

#### 完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた 1981 年の国際障害者年の目標テーマで、障がいのある人がそれぞれの住んでいる社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにするとともに、ほかの住民と同じ生活条件のなかで経済的発展により生み出された成果が平等に配分されなければならないという理念です。

#### 緊急通報装置

ひとり暮らしの高齢者や重度の身体障がい者が家庭内で急病や災害等緊急事態に陥ったとき、無線発信機等を用いて緊急通報センターに通報することにより、あらかじめ組織された地域協力体制により速やかに対象者の救助を行う装置のことです。

---

### サ行

---

#### 作業療法

身体障がい者、精神障がい者、発達障がい者等に対して、その主体的な生活ができるよう、諸機能の回復、維持および開発を促す作業活動を用いて行う治療的援助です。作業活動とは、仕事、日常生活、遊びなど、人間生活全般にかかわる活動をいいます。



## サロン

高齢者や障がい者、子育て中の親など、閉じこもり孤立しがちな人たちが気軽に集まり仲間づくりができる活動です。

## 支援費制度

障がい者自らがサービスを選択し、事業者と直接契約を結び、対等な関係に基づいてサービスを利用するしくみです。

## 肢体不自由

上肢、下肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいを指します。

## 自助グループ

専門家による指導やサポートではなく、共通の問題を抱えた人たちが自発的に集まり、話し合うことによって、相互に援助し、問題解決や新たな自己発見を図ろうとするグループ活動です。

## 七ヶ宿町高齢者保健福祉計画

老人保健法第 46 条の 18 第 1 項で市町村に策定が義務付けられている「老人保健計画」と、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項で市町村に策定が義務付けられている「老人福祉計画」を一体化して作成した計画で、高齢者に関する基本的な政策目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策全般が盛り込まれています。

## 就労継続支援 A 型（雇用型）

養護学校卒業者や離職した人等を対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労も目指す事業です。





## 就労継続支援B型（非雇用型）

年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばずに、就労機会を提供する事業です。

## 授産施設

障がいなどの理由により、一般企業に雇用されることが難しい人たちが、リハビリや職業訓練も含めて働き、社会参加を実現している社会福祉施設です。一人ひとりの個性や能力に合わせて自立生活するための作業や訓練を行っています。

## 障害者基本法

身体障がい、知的障がい、精神障がいを対象として、施策の基本理念や生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた法律で、障がい者の「完全参加と平等」を目的としています。

## 生活習慣病

従来、「成人病」と呼ばれた糖尿病や心臓病、脳卒中、がんなど、病気が発症するまでに食生活や飲酒、喫煙など、個人の生活習慣の因子が深く関係している病気の総称です。

---

## 夕行

---

### 地域活動支援センター

就労が困難な障がい者として、創作活動や生産活動、社会との交流の場を提供します。

### 特別支援学級

主に小中学校で、特別な支援を要する児童・生徒のために設けられた学級です。平成19年4月1日からの特別支援教育完全実施により、これまでの特殊学級に代わって、「特別支援学級」という名称になります。





## 特別支援教育

これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい等を含め、障がいのある児童・生徒に対して適切な教育や指導を通じ、必要な支援を行う教育のことをいいます。

---

## ナ行

---

### ニーズ

福祉サービスに対する必要、要求、需要を指します。社会福祉に対するニーズの場合を、特に福祉ニーズといいます。

## ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

---

## ハ行

---

### バリアフリー

もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁（バリア）の除去をいうことが多いですが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障がいの除去という意味でも用いられます。

---

## ヤ行

---

### ユニバーサルデザイン

障がい者や高齢者などのために、様々な障壁をなくしていくバリアフリーの考え方からさらに一歩進めて、まちづくりや商品デザインに関して、だれもが利用しやすい仕様をあらかじめ取り入れておこうとする考え方です。





---

## ラ行

---

### 理学療法

身体に障がいのある人に対し、運動療法・マッサージなどにより、リハビリテーションとして行う治療です。

### リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指す考え方を指します。

### 療育

発達期の障がいをもつ児童に対して、あらゆる科学と文明を駆使し、発達を促し自由度の拡大と可能性を追求する取り組みです。

---

---

七ヶ宿町障がい者計画・障がい福祉計画

平成 27 年 3 月発行

発行：七ヶ宿町

制作：七ヶ宿町保健福祉課

〒989-0512 宮城県刈田郡七ヶ宿町字関 126

TEL (0224) 37-2114 FAX (0224) 37-2577

---

---